

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第41号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第5（第2条関係） 商工労働観光事務関係手数料				別表第5（第2条関係） 商工労働観光事務関係手数料			
事務	名称	金額	指定試験 機関等	事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]				[略]			
15 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定	[略]	(1)・(2) [略]		15 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定	[略]	(1)・(2) [略] <u>(3) アネロイド型血圧計</u> 1個 150円	
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。